We ♥ りさいくる

第 13 号

2008 年 10 月 21 日
（社）東京都リサイクル事業協会
広報委員会

111-0055　東京都台東区三筋 2-3-9-701
TEL:03-5833-1030　FAX:03-5833-1040

P 箱の回収にご協力ください！

この箱をご存知でしょうか？

名前は「レンタルＰ箱」。リターナブルびんを運ぶ時に使用される専用箱です。

リターナブルびんの利用の減少に追いうちをかけるように、このレンタルＰ箱の回収率も下がっています。

レンタルＰ箱の回収にご協力ください。

日本Ｐ箱レンタル協議会からのお願いです。詳細は次頁に特集があります。

「抜き取り」行為の根絶をめざして！

「古紙抜き取り」で最高裁上告を棄却

～世田谷区条例違反に問われていた 12 名全員の有罪が確定～

去る７月下旬、最高裁は世田谷区のごみ集積所から無断で古紙を持ち去った業者の上告を棄却し、12 名全員の有罪が確定しました。この判決を契機に反社会的な「抜き取り」行為に敢然と立ち向かいましょう。

★有罪確定までの足取り★

平成 15 年 12 月	世田谷区条例改正
平成 16 年 7 月 ～ 17 年 2 月	抜き取り行為者 13 名を告発
平成 18 年 11 月	1 名の略式命令（罰金）が確定
平成 19 年 3 月～ 5 月	東京簡裁判決（7 名無罪　5 名有罪）
平成 19 年 11 月 ～ 20 年 1 月	東京高裁判決（12 名全員有罪） 7 名有罪（罰金刑）5 名控訴棄却（罰金刑）
平成 20 年 7 月	最高裁上告棄却（12 名全員の有罪確定）

→つづく　判決の主な論点は本誌３Ｐをご覧ください。

開催予告 ～「再生資源抜き取り防止促進フォーラム」のご案内～

行政のリサイクルルートから資源物を抜き取る行為が横行しています。その中で７月下旬に最高裁判所において、世田谷区が条例違反として告発していた 12 名全員の有罪が確定しました。

今回の司法による決着を、社会的な問題として広く都民の皆さんにご認識いただき、行政や業界、住民をあげた取り組みとして面的展開する必要があります。

そこで今回は世田谷区の幹部の方に基調講演をいただく他、関係者によるパネルディスカッションを開催します。当日は都内自治体及び回収業界の抜き取りに関するアンケート調査の結果報告も行います。公正な循環型社会づくりをめざして大いに議論し、行動する第一歩とするために「1201 抜き取り防止アピール文」を公表する予定です。

■日　時：12 月 1 日（月）　開　場：16：40 ～
■プログラム：①基調講演：17：00 ～（20 分）
②アンケート調査結果報告:17:20 ～（10 分）
③パネルディスカション:17:30 ～（80 分）
④懇親会：19：00 ～（60 分）
■場　所：ホテルラングウッド　２Ｆ飛翔の間
（ＪＲ山手線京浜東北線日暮里駅徒歩３分）
■定　員：250 名
■参加費（懇親会費含む）：3,000 円 / 人
■参加者：行政ご担当者様
（社）東リ協会正会員団体加盟企業及び協賛会員企業の方
■申込み方法：事前登録制です。会場管理のため必ず FAX にて事前申し込みください。
詳細は当協会ホームページをご覧ください。
http://www.purple.dti.ne.jp/torikyokai/
■第２次募集（お申込受付）期限：11 月 17 日（月）

＜基調講演＞

「世田谷区における持ち去り対策について」

世田谷区清掃・リサイクル部事業課長　松下洋章様

＜パネルディスカション＞

「検証：抜き取り行為を許さない地域社会をめざして」（仮題）

パネリスト：
行政　松下洋章様（世田谷区清掃・リサイクル部事業課長）
住民　調整中
リサイクル業界
（回収業者）吉浦高志（㈱久米川紙業代表取締役社長）
（古紙問屋）上田雄健（三弘紙業㈱代表取締役会長）
法曹　服部　弘様（大原法律事務所）　他
コーディネイター：山本耕平様
（㈱ダイナックス都市環境研究所所長）

※演題・出演者等は一部変更する場合がございます。

レンタルＰ箱の返却にご協力ください

一升びんなどのリターナブルびんは、洗ってくり返し使える環境の優等生。
「レンタルＰ箱」はこの優等生を流通段階で支えています。レンタルＰ箱はリターナブルびんを保護し、繰り返し使えるように大切に運ぶためになくてはならないリサイクルパートナーなのです。
近年このレンタルＰ箱が家庭や居酒屋などに滞留し、回収状況が悪化し、リターナブルびんの円滑な流通にも支障をきたしています。レンタルＰ箱の返却・回収にご協力をお願いします。

びん商のヤードに積まれたＰ箱

＜Ｐ箱とその回収の問題とは何か＞

★レンタルＰ箱はどのくらい出回っているの？★

飲料容器用のレンタルＰ箱は、現在日本中に約 4,600 万箱が出回っているとみられます。
レンタルＰ箱は主に酒蔵など飲料メーカーから商品を詰めて出荷、酒屋ルートなどを通じてエンドユーザー（消費者の皆さんや居酒屋）などにお届けした後、びん商や逆流通ルートをたどってメーカーに戻るのが本来の経路です。しかしこの量は全体の約半数の 2,300 万箱にとどまっています。

★戻ってこないＰ箱はどのくらいあるの？★

事業所やご家庭などで他の用途に使われたり、しまいこまれてしまう量は、年間 100 万箱にのぼると推計しています。そしてこの蓄積により、累計で約 2,200 万箱のレンタルＰ箱が行方不明となり、このうち廃棄処分されてしまっているケースも考えられます。
約 2,200 万箱は実に東京ドームの容積の 4/5 と膨大な量に匹敵します。

★Ｐ箱を返さないと何が問題なの？★

エンドユーザーに退蔵されていると、ごみとなって処分されるおそれがあります。
家庭の物置や事業所などに貯められると、最後にはごみとして処分されてしまうおそれがあります。レンタルＰ箱は使い捨てではなく、くり返し使えるように耐久性をもたせています。正規のルートへ戻るようご協力をお願いします。
不正（目的外）使用はレンタル権を侵害します。
レンタルＰ箱は段ボールなどの容器と異なり、レンタルする会社の所有物であり、レンタル物件なのです。正規のルートへ戻るようご協力をお願いします。

★不正使用とはどんなこと？★

物置台・傘立て・いすなどレンタルＰ箱の使用目的外利用することです。故意に破損することもおやめください。

物置台　かさ立て　いす　故意による破損

★ご家庭や職場・お近くでＰ箱をみかけたらどうしたらいいの？★

＜一般のご家庭・居酒屋などの事業所の方＞

お近くの酒屋や日本Ｐ箱レンタル協議会に直接ご連絡ください。

＜自治体の方＞

ごみのステーションにレンタルＰ箱が出されていたら、破損しないように保管し、お近くのびん商また日本Ｐ箱レンタル協議会にご連絡ください。

＜廃棄物処理業者の方＞

破損しないように保管いただき、お近くのびん商また日本Ｐ箱レンタル協議会にご連絡ください。

＜連絡先＞

日本Ｐ箱レンタル協議会
東京都中央区日本橋室町１丁目９番10号三忠堂ビル７階
新日本流通㈱東京支店内
ＴＥＬ：０３－３２３１－５６５０
ＦＡＸ：０３－３５４８－３０７６

東京壜容器協同組合事務局
またはお近くのびん商
東京都中央区新川１丁目３番７号　六甲第２ビル
ＴＥＬ：０３－３５５２－６５５１
ＦＡＸ：０３－３５５２－６５５６

→1Pのつづき

■ 世田谷区最高裁判決の主な論点（要約）■

(1) 看板も回収コンテナも設置されていない集積所であって、その場所が条例第31条の2に定める「所定の場所」である集積所と言えるか？

区域ごとに定められた特定の曜日に、朝を中心とした限定された時間帯に限って、所定の排出方法に従って整然と置かれた資源ごみの排出状況やその近辺一帯の状況等から、通常の判断能力を有する一般人においても判断することが可能である。

(2) 集積所に出された古紙等の所有権の帰属は？

行政回収システムに基づき集積所に置かれた時点から世田谷区の所有に属することになり、民法に定める所有者のない動産には当たらないと解するのが相当。

(3) 協同組合との随意契約は地方自治法に違反しているか？

①古紙等の資源の収集・運搬等の業務は、経済性確保の要請よりも、業務の適正な遂行性が重視されるから、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当するとの区の判断は相当。

②次の３つの理由から世田谷リサイクル協同組合を随意契約の相手としたことも相当である。

(a) 同組合が区の資源回収事業の拡大に呼応し組織された区内唯一の再生資源業者の協同組合である。

(b) 区の資源分別回収事業等を当初から受託して適正に契約を履行し、区民の要望にも迅速に対応するなど、その実績も良好、官公需適格組合の証明も受けている。

(c) 長期にわたりリサイクル事業を行っているため、再生資源を使用するメーカーとも強い繋がりを持っている。

この判決は、抜き取り問題解決への新たなスタートでもあります。都民の皆さん、各自治体、関係事業者が協力して、正常なリサイクルシステムをとり戻しましょう。

使い捨てから「再生利用」へ。
私たちは、未来に向け心豊かな生活環境を実現し、
「もったいない」の気持ちを大切に、
リサイクルを推進していきたいと考えています。

マテリアル
リサイクルマーク

ケミカル
リサイクルマーク

(社)環境文化生活機構のユニフォームリサイクルシステム

平成19年度は、リサイクルマークを約50万枚交付し、ユニフォームを製造しました。また、使用済みユニフォームを約12万枚回収し、再生利用しました。

詳しくはホームページをご覧ください。http://www5.ocn.ne.jp/~elco/

社団法人　環境文化生活機構
〒105-0003　東京都港区西新橋 1-20-10 サンライズ山西ビル6F
TEL：03-5511-7331　FAX：03-5511-7336

あなたのお近くにありませんか？

ご自宅やお近くでみかけたら、
ご返却にご協力ください。

日本P箱レンタル協議会

会　長　　吉　田　　孝

会　員

新日本流通㈱
㈱フーズコンテナー
㈱宝永エコナ

東京都中央区日本橋室町1丁目9番10号　三忠堂ビル7階
新日本流通㈱東京支店内
TEL：03－3231－5650
FAX：03－3548－3076

We♥りさいくる　第13号
発行日：2008年10月21日
発行人：畑　俊一　　編集人：戸部　昇　　広報委員会：渡邊省吾・山岡潤身・高橋　健・信太政光・竹腰里子・中村正子・羽賀育子・江尻京子

発行所：(社)東京都リサイクル事業協会
111-0055　東京都台東区三筋2-3-9-701
TEL:03-5833-1030　FAX:03-5833-1040
http://www.purple.dti.ne.jp/torikyokai/
印刷所：㈱上野高速印刷